

参議院農林水産委員会會議録第三十号

昭和三十六年四月十四日(金曜日)
午後一時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 藤野 繁雄君
理事 秋山俊一郎君
石谷 憲男君
亀田 得治君
東 隆君
森 八三三君

委員

青田源太郎君
植垣弥一郎君
岡村文四郎君
重政 庸徳君
田中 啓一君
高橋 衛君
堀本 宜実君
阿部 竹松君
大河原一三君
北村 暢君
清澤 俊英君
小林 孝平君
安田 敏雄君
千田 正君
北條 雋八君

政府委員

農林政務次官 井原 岸高君
水産庁次長 高橋 泰彦君

事務局側

常任委員 安楽城敏男君
会専門員

説明員

水産庁漁政部長 林田悠紀夫君

本日の会議に付した案件
○漁業権存続期間特例法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(藤野繁雄君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

漁業権存続期間特例法案(閣法第一五〇号)予備審査を議題といたします。

本案に対する質疑を行ないます。本案について御質疑のある方は、順次御発言をお願いいたします。

まず、最初に政府から省令規定が出ておりますからこれについての説明を求めます。

○政府委員(高橋泰彦君) 過日の本委員会では提案理由の補足説明並びに資料の説明を終わりましたので、資料として差し上げました農林省令で定めるもの等につきまして、御説明をいたしたいと思います。

これらの農林省令で定めなければならないのは、第一条の第二項第二号中、敷地の所有者の同意が問題になるケースが非常に多いわけでございまして、この同意の、出すべき期日その他の手続を省令によって実態に合うように規定しようという趣旨でございます。

○千田正君 この漁業権存続期間の特例法に對しまして、まず私はお尋ねいたしたいのは、漁業制度調査会が三十三年度の六月、第二十八回会に提案された際に、私の質問に對しまして政府委員の説明では、昭和三十六年の漁業権の

一斉切りかえに間に合わせるため漁業制度調査会を設ける、こういうことを言明されたわけでありまして、にもかかわらず、今日になってさらに二年延長せざるを得ないという状況に立ち至つた理由は、どういふ理由ですか。

○政府委員(高橋泰彦君) 当初漁業制度調査会の設置をいたしました予定といたしましては、ただいま千田委員の御指摘の通りの予定をもつて発足したのでございまして、しかしながら、この制度調査会を取り上げました問題は、漁業権の問題並びに漁業権と協同組合との関係の問題、それから漁業調整委員会制度の問題、さらに漁業許可制度

というかなり広範な本質的な問題を慎重に検討いたしましたために、予定の通りに進行することができず、当時の予定といたしましては、漁業法、水産業協同組合法及び水産資源保護法という三法の基本的な改正をはかる予定でございまして、ただいま申し上げましたような基本的な検討いたしましたために、時日を要しまして、そして本年に入りましてから去る三月に答申をいただいたような次第でございまして、その点前に御了解願いました期日とは、若干そこを来たしたようなわけでございまして、従いまして、今回は答申にいただきました答申に基づきまして、

以上申し上げました漁業法、水産業協同組合法及び水産資源保護法について立案をいたし、次の通常国会で御審議をいただくというような予定を立てて、目下検討を進めておるような次第でございます。

○千田正君 当時からすでに三年もかかってようやく去る三月答申があったなどということは、どうもわれわれはふに落ちない。しかもさらに三年延長しての一体この結果を見ようということになると、何か特に優良な漁業権を持つて、漁場を持つておる人には非常に有利に展開し、またあまりよくない漁場を持つておる者は、かえつて苦しむというような結果になりそうなんです。それでこれは私は水産庁の指導方針が非常に弱かったのじゃないか、三十三年から三年もかかって、三十六年、ことし一斉に切りかえるということになっておつたのを、ことしに

なつてから答申を得て、さらに二年延長してから切りかえをやる、こういうことになりましたという、ずうっと漁場を借りるにしても経営するにしても、持つていて漁場の非常に豊富な利益を上げておるところは、これはまことにありがたいことですね、二年も延長されたんです。ますます漁獲が上がつてはくはくなんだが、苦しい漁場を持つていて、離すに離れぬという人々にとっては非常に迷惑な話なんです。これはどういふわけであつて二年延長するということにしたのですか。

○政府委員(高橋泰彦君) 御指摘の通り、免許期間が定置区漁業権では五年間、共同漁業権では十年間というところが当時免許されておりましたので、本年度の八月以降の切りかえで、あるいは漁場の配分につきまして御指摘のような問題もあつたかと思つてござい

ますが、しかし、それだけに非常にこの点は沿岸漁業者一般に通じます基本的な改正でありますだけに、審議が慎重にされたということは事実でございます。ただいま御指摘のように行政府の指導が少し手ぬるかつたではないかという御指摘でございますが、私どもとしては、資料その他につきましても、できるだけ努力をいたしたつもりですが、やはり審議を自分体にあまり強く強制するということもできかねますし、ただいま説明しましたように、非常にむずかしい権利関係の基本法でございまして、非常に手回

つきの八月から始まる切りかえについて、本年の八月から始まる切りかえにつきまして、現在の法律と申しますか、現行法でこれを切りかえるということよりも、まずせつかつくの御答申を得ておるのでございまして、いろいろ批判のあつた問題、それから漁民から出た各種の問題について真剣に討議された結果を盛り込んだ新しい法律で切りかえるのが至当であらうというふうに考えまして、それらの準備のために二カ年間原則として期間を延長すると、こういうふうな考えで参つた次第でございまして。

○千田正君 これによると、施行の日を五月一日として、さらに認定の期日を八月一日及び漁業権の延長あるいは延長しない漁業権の指定の告示をさらにそれぞれ十月の三十日ですか、三十一日ですか、というように三段階に分けた根拠と、またこれによって利害関係は相当影響をしないので済むのですか。

の二カ年間延長の結果による漁業権の切りかえとは、時間的にそうそこを来たさずに実行できるのではなからうかというふうに考えておる次第でございます。

○千田正君 漁業権については、一応この問題はいいのです。あとの問題聞きますから……。

○委員長(藤野繁雄君) どなたかありますか。

○堀本宜実君 一点だけお尋ねしたいと思いますが、この漁業権というものを設定しておりますために、この所得においても、地域的に非常にいいものと悪いものと、格差が大へん開いてきておる。さりとて、これを話し合いによつてといひましても、現実になかなか困難な、従来からの権利を主張し、それだけの漁獲なり、漁業の用意をいたしておるもので、なかなか困難なのであります。そこで、政府においても、沿岸漁業振興法等について研究されておるようですが、私は幾らかの振興法等をやつても、どつとも、よりよくなるといふことは否定はしませんけれども、なかなか困難な問題がたくさんあると思つておる。そこで最近漁業移民という問題が盛んに取り上げられておる。この問題について、農林省はどつとも積極性を欠いておると私は思ふのであります。どつとも、府県なりあるいは地方の漁業組合というよりなものが調査をしたり、あるいは資金を作つたり、あるいは直接部外の省と交渉したりしてゐるんですが、外務省においても、どつともおれのところの仕事じやなさそうだしというよりな他人行儀な取り扱いをいたして、抜本的に力を入れて調査し、相手の国と交渉をしてやう

うといふほどの積極性がないのであります。私は移民の問題等は、単に農業移民だけでなくして、まだまだ日本の漁業というものは私は相当進んでやると見ておりますが、それがうまくいっておらない。日本の漁業の進歩したる漁法で海外に活躍すべきものがたくさんあると思ふ。むしろ私は、村なりあるいは県なりをあげて漁業移民というよりなことが考えられないものかと思ふのであります。これについて現に私は具体的な問題を二、三承知をいたしておりますが、どういふ態度でお臨みになるのか、この機会にお伺いしておきたい。

○政府委員(高橋泰彦君) 沿岸漁業振興法を私どもでただいま検討しておるわけでございますが、ただいま御指摘のように、なかなか容易でなはいふようにも考えておるんですが、しかし何となく、ただいま不振の沿岸漁業を打開したいという熱意をもつてただいま検討中でございまして、遠からず御審議を願える段階にならうかと、こう考えておるわけでございます。その中でも、御指摘のように、漁業移民の問題が重要でございます。これは確かに、従来水産庁等があるいは積極性に欠けておつたんじゃないかという御指摘を受けていたが、私どもとしては鋭意やつてゐるつもりでございます。が、しかし十分な点があつたかといふふうに私どもも考えております。ただ実際問題として、この移民の問題に

取り組む場合に幾つかの問題が実は相当ございます。その点も率直に申し上げまして御批判をいただきたいと思ふのであります。まず第一は、移民といふふうにただいま先生から御指摘を受け

たわけでございますが、その点はどうも、移民に重点を置くか、企業が向

こに行つたのかという点、漁業の場合には必ずしも割り切れない幾つかの問題がございます。それから、東南アジア、南米その他の受け入れ側の御要望も一口に移民と申すわけではございするが、内容としては、農業移民と全く同じような考え方の国もございするし、企業あるいは合弁会社といったよりな、そういう性格もありますし、場合によつては、何かブランド輸出みたいな格好の問題もございまして、これは農業の場合と違つたかなり複雑な問題を持つておるようでございます。従いまして、私どもも、人口の問題として考えていくべきか、あるいは企業の問題として考えていくべきかにつきましましては、実は判じかねる場合も相当しいずれにいたしまして、この狭い国内だけで、しかも国内の港から出発していくだけの問題としては、若干行き詰まりも考えておりますので、ただいま先生から御指摘を受けた問題を広く解釈いたしまして、移民と同時に企業の問題もあわせ考えまして、いわゆる海外漁業の発展の問題として、それだけのこれを担当し、研究し、調査してゐる団体もございしますので、そういう団体とも連絡しながら、なお今後一そうできるだけのことをして参りたい、こんなふうにとらえて、努力の足りないわけではございまして、努力の足りない点につきましては、なお今後とも一そう力を入れていきたいと、実は考えているような次第でございます。

○堀本宜実君 ただいまお話になりましたように、いろいろのケースがあつて困難なことはわかつております。こ

とに外国との問題ですから、国内ですら困難なのが、外国なのですから、それは非常に困難なのだが、私は人口の問題だとか、企業の問題だとか、国々によつて違ふといふことはよくわかるのです。わかるんですが、今の沿岸漁業の振興法等をやつてみましても、何らか抜本的な柱が立たなければ、やはりコップの中の水みたいなので、どちらへ何を立てましてもその容積は同じだ。いろいろの変化はあるように見えても、結果は進歩がないというのとひとしいものであらうと、今から想像をいたしてゐる。これははなはだ替なかな悲壯な観測をいたして恐縮なんですけれども、そういうふうにもはやなかなか手段が見つかりにくい、ということなのであります。そこで、自然発生的に漁民の方から、今のような半漁半漁でどうにもならない。ことに経営面積といふものを拡大していかなければならぬ農業であつては、とてもこれは沿岸漁業でやつていけない。そこで半企業なんだが、それは移民ともいえて、一面企業ともいえるんだが、企業だけで割り切るか。あるいは移民だけの姿になるかといふことは、非常に問題はあるといひまして、私はその受け入れなり、調査なりが政府に何もなしといふと申し上げませんが、私は非常に乏しい。どこの団体が、今も調査する団体があるから、そつちへ行つてくるといふようなことで、行つてみてきめ手がありません。外務省が、たとえば船を持つ、あるいは漁具を持つて

いる場合に、それを資産と見るか、ある

いは輸出品と見るのか、そういうことで大へん受け入れがむずかしいとか、むずかしいといふ論争があるものであります。これは少なくとも主務省である指導の立場に立つべき農林省、ことにその漁業を担任しているあなたたちが性根を入れてこつするんだという目標を持ってそして指導に当たらないければ、私は解決はつかないと思ふんです。鵜を追うように、あつちから追われ、こつちから追われ、そしてみづから金を使つて外国に見に行く。見に行つて帰つてそして両省に交渉してみてもきめ手が、右往左往してゐるというのが現実であります。そして何がしかの山や、畑や、家屋を売つて、そして公団みたいなものを作つて、県に泣きついて、県からいろいろな支出を願つて、そして五千万なり、一億の金を、全く私は零細漁民としては大金だと思ひますが、そういう金をいざ作つて、行こうとしても、行けるような筋道が起つてこない。そして現に相当何といひますか、大きい資本漁業会社ではほんとうにやりもしないものも権利屋を作つて、そしてそれがやれ合弁だとか、あるいは単独進出だとかいふ形においてその場所をふさいでいて、その零細漁民が現実に出て行くとする姿を阻止するといふ現実がある。それをすみやかに国の力において整理して、そして日本で生きることをできない人たちが、手をつないで海外に発展しようとする姿を、企業の問題であらうか、人口の問題であらうかが、そういう議論の問題にとらわれずに、現実日本

の民族が海外に発展し、しかも行き詰まった漁村の人たちが、習い覚えた漁法というものをもちて海外に飛躍しようとするものをなせばいいというところではないか。そういう努力が足りないと言ふと嫌な顔をされますが、ほんとに私はきめ手がないとこういふふうに思う。外務省と農林省はこの問題に早急に取組んで、少なくとも数回会を重ねてそして目標を描いて、この国にはこういう企業の方法で進出せしめる、国もこういう手当をしてやろう、あるいは大使館との交渉はどうかという程度によつて掌に当たるのだ、あるいはすでにそういう何となくいいますか、非常に悪い考え方のやつがおつて、行つて権利は取つてはいるけれども何にも仕事はしていないというふうなもの、すみやかに当事者に会つて権利の解消を求めて、現実に働こうとしている人々を入れてやるのか何とかという親切な愛情のこもつた、私は、この不振に歎いている沿岸漁民というものを救つてやろうという努力をしてほしいものだ、私はこの以上に申し上げませんが、少なくともと積極的にこの問題と取り組まなければ、この不振な沿岸漁業というものを解消するわけには参らぬ、こういうふうにお考えで、これは要望いたしておきます。

○政府委員(高橋泰彦君) 将来の改正の方向として共同漁業権と漁業協同組合との関係がどういふことになるだろうかという趣旨の御質問だと思いますが、ただいま漁業制度調査会からいただいた改正意見でございまして、本質的には共同漁業権と漁業協同組合との関係については現行法と同じ大方向でございまして、これ、だいたひ議論がありまして、議論の過程では、漁業権の管理すべき漁民の団体と漁民の経済団体、経済行為をすべき協同組合とを分離すべきではないかという議論も相当多かったでございまして、やはり経済行為をやっている漁業協同組合が漁業権を持つ方がよろしいという結論になりましたので、ただいま御指摘の点につきましては、大きな改正はなからうというふうな考えです。ただ、その議論の過程でもおわかりのように、現行法だけではなかなか沿岸漁業の発展すべき方向から見ますと、かなり割り切れない点が多々ございまして、特に漁業権者たる漁業協同組合と漁民との間における権利の行使関係、組合員資格、漁業権を行使すべき組合員の資格の問題その他共同漁業権の内容につきまして、一部のそういう意味での具体的なテクニカルな改正はあろうかと思ひますが、ただいま先生の御指摘の本質的な改正はない見通しでございまして。

○東隆君 その次に、私は漁業協同組合が現在のままでは私は非常に小さくて力が弱く、おそろく漁業協同組合を拡充強化する、こういう線になりますると、おそろく数組合が合併をする、こんなやうな事態が起きてくるのではないか、こういうふうに考えます。その場合における漁業権の帰属ですね、それはどんなふうになりますか。

○政府委員(高橋泰彦君) この点につきましては、漁業制度調査会から答申をいただいたおわけでございますが、御指摘のように漁業協同組合の単位が非常に部落単位等によつておりまして、経済行為が今以上伸びにくく、この協同組合の経済事業をいかに伸ばすかという場合には、どうしてもある程度の大きさにまで合併しなければ伸びないだろうということについて、この制度調査会の各委員の方々も全くその点については同意見でございまして、じゃ、なぜ合併できないかというところでございまして、やはり最も問題になるのは、漁業権の問題でございまして、これが数組合それぞれの部落民がまあ昔から入会権の一つの形として持つてきたものが合併されて、その合併された漁業協同組合で単純な三分の二の総会でこの漁業権の行使方法がきまるといふ現在の法制のもとにおきましては、なかなか三分の二以下の数しか持つていない部落の漁民等が不安を、特に漁業権の行使について隣りの部落に行使権が侵されるかも知れない、こういう不安がございまして、その点につきまして合併できずにいるという状況でございまして、これが今度の制度調査会としては、やはり基本的なその点にメスを入れてみよう、こういうことでございまして、結論をいたしましては、そのような場合には部落ごとの決議と総会の決議との二つの決

議の必要があるかどうかという問題、それから漁業権の行使に関する総会の決議を単純な三分の二だけにしたいかどうか、行政庁が何らかの意味で少数の部落民の意思を何らかの格好でこれをバックアップする必要があると思つた場合には、これをバックアップする道が開けないかどうかという点について、ある程度の御答申をいただいております。従ひまして、私どもとしてはかなり詳細にわたりますけれども、これはどうしてもそういう点にメスを入れた上ではない、部落単位の漁業協同組合が合併できない、こう思いますので、法律はややあるいは詳細になり過ぎるかも知れませんが、何らかの特別の工夫をそこにしてみたい、こう思つておるような次第でございまして。

○東隆君 今の問題ですね。私はあまりむづかしくお考えにならないで、今の部落単位の漁業協同組合を農業の方における生産的協同組合、生産農業協同組合で、まああつたやうなものにして、そうしてほんとうにその漁業協同組合が生産の方面に乗り出していけるやうな態勢を作り出すことが、これがほんとうの下部の漁業協同組合ではないかと、こういうふうに考えるわけですが、そういう意味では水産業協同組合法を改正することによつてその目的を達することができるとは、さういふ考え方を持つております。そこでさういふふうに考えたときに、今の共同漁業権を持つことのできる漁業協同組合は、十分にその漁業権を活用することができるとすから、今三分の二とか、あるいは部落の総会の決議とか、さういふやうなことをかれこれ

言わなくても、部落的なものとの漁業協同組合が権利を保有することができると、さういふふうに割り切つて法律の改正をされたらいいのじゃないかと、さういふやうな気がするものですが、この点お伺ひしたのですが、この点どうですか。

○政府委員(高橋泰彦君) 大へん重要な本質的な御質問でございまして、まだ私も成案を得ておりませんので、具体的に所見を申し述べるとはいいませんが、ただいま先生より御指摘を受けました問題は非常に重要な問題でございまして、今度の改正を心がける場合には忘れてはならない一つの大きなポイントだと、実は私も考えておりますので、なおこの点に触れた制度調査会の意見もいただいておりますので、その線も考えながらただいま先生御指摘の方向の問題も考えながら立案に準備して参りたいと、こう考えているやうな次第でございまして。

○千田正君 関連して。今の私は入会権の問題ですね、これは相当紛争が絶えないのじゃないか。しかも現存のあれから見ると、それを海区調整委員会にまかせて、海区調整委員会において調整する。しかしながら、海区調整委員会でもそれは解決できないと、あるいは都道府県知事あるいは最後においては農林大臣の判定を待たなければならぬという、さういふ錯雑した問題が起きているのです。だからこの漁業権の、今度沿岸振興法というやうな基本的な法案ができると同時にさういふ問題の紛争をなくす、絶滅とはいへなくとも調整する必要があるのじゃないか。改正する必要があるのじゃないかと私は思ふのですがね。こ

の延期と同時にそういうようなことに
対して考へる余地はないですか。ある
いはその制度調査会においてそうい
う問題についての答申はなかったのだ

○政府委員(高橋泰彦君) この共同漁
業権及び区画漁業権の一部についてあ
りまする入漁権制度の問題、それから
ただいま先生から御指摘を受けました
漁業権以外の漁業についての広範な入

会の問題、特にそれが県と県との関係
におきまする沖合漁業の入会の問題、
この問題をいかに解決していくかとい
うことにつきましては、御指摘の通り
非常に重要な問題であるというふうに

私も考へておるわけでございます。
なお、この点についての法改正の問題
でございますが、もちろん当然重要な
一つの項目としてこの問題について改

正に準備いたしたいと思ひますが、
本日御審議いただいたとおり存続
期間の特例法につきましては、全体の
趣旨が現状を原則として二カ年延長

するということでございますので、こ
のような紛争の解決についての御提案
はいたさなかつたわけでございませ
が、ただいま先生の御指摘のようにこ

られない紛争にしても、もう少し解決
の仕方のルールなり、紛争が起きた場
合の起こすべき土俵なり、そういうた
ような点につきましては、数々の近代

的な解決の仕方の長所も取り入れて、
何とかいさなり暴力ざたになるとい
うようなことを極力回避するような方
向で考へて参りたい、このようにた

だいで検討中でございます。
○千田正君 私は勇頭に申し上げたの
は、三十三年の第二十八国会で、漁業
権の制度を改革するための漁業制度調

査会というものを置かれたでせう。
三十六年の本年になつて三年たつて、
ただ二年間延期する程度のものでこ

へ出すというところは、僕らはどうか
と思ひます。三年かかつて制度調査
会で真剣に調査したら、法的にそうい
うような改正まで持つていくぐらいの熱

意がなかつたら、何をやっていただ
と私は言ひたい。そうすると、この漁
業権の期間の延長だけじゃありません
ですよ。おかしいものじゃないか。三

年かかつて二年間の権利の期間の延
長、何をやっておるか。三年間何も
やっておらなかつたこととひとしいじや
ないか。私はいろいろ重なる問題

があるのだから、そういう制度を抜
本的に改正するための制度調査会であ
つて、そういう点に触れることは今

あまり感心しないようなお答えなの
で、まことに私は遺憾だと思ひ、の
で、改正する意思がないかどうか、そ

の点はどうか。
○政府委員(高橋泰彦君) 多少誤解が
あるようでございませう。制度調査会
は漁業法及び水産物の協同組合法及び水

産資源保護法についての改正について
真剣な御討議をなすつたわけでござ
います。これについて具体的な御答申も
本年の三月得ましたので、それに基づ

いて改正を次の国会で御審議してい
たがたい。しかしそのためにできれば
この切りかえを、改正されるべく漁業
法でやつて参りたいと思ひます。その

で、二カ年間延長していただきたいと
いふ、これは私どももお願いでござ
いまして、制度調査会では二カ年間延長
するといふことをきめたわけではござ

いませんで、相当大胆率直な改正意見を
答申しておるような次第でございま
す。この点はその新しい改正の方向

に従つて私どもも立案して御審議を願
ひます。○東隆君 私は共同漁業権を持つてお
る漁業協同組合が区画漁業権あるいは
定置漁業権を優先的に持つて、沿岸

の漁業を振興する上には一番大切な
ことではないか、私はさう考へてござ
います。そこで、答申はさういふ方
向になつておるけれども、沿岸の漁

業協同組合を拡充、強化する意味に
おいても、優先的に漁業権を漁業協
同組合に付与する、さういふ許可を
するべきではないか、さういふ方

向を考へておる、さういふ方
向を考へておる、さういふ方
向を考へておる、さういふ方
向を考へておる、さういふ方

向を考へておる、さういふ方
向を考へておる、さういふ方
向を考へておる、さういふ方
向を考へておる、さういふ方

向を考へておる、さういふ方
向を考へておる、さういふ方
向を考へておる、さういふ方
向を考へておる、さういふ方

位というより、そんなような答申の
ように聞いておられますが、これは大へ
んむずかしい問題になつてくるし、し
かも、知事の裁量によつて決定をする
というふうなことで書いてあります。
そうすると、真珠は特殊な関係で
もつて発達をしてきておりますから、
従つて、おのずからその帰趨がどうも
はつきりしているように思ふ。この
際、生産された真珠の検査方法である
とか、その他を国でやるとか、いろい
ろな私はやり方があるだろうと思ふ。
ことに輸出の線に上るものであります
し、そういうようなことを考えます
と、私は国が検査をやる、そして適正
に検査した上で等級をちゃんと分け
て、そうして売出す、売却をする、
こんなような形をとつて、そうして沿
岸の漁民を保護すべきじゃないか、こ
ういうような考え方を持つのですが、
これ以外に、これと同じような問題の
起るような区画漁業がほかにござい
ますか。

○政府委員(高橋泰彦君) 真珠の漁業
権の優先順位に關しては、御指摘
を受けましたが、そのようない意見も現
に制度調査会の中であつたのでござい
ますので、それらも勘案いたしまし
て立案し、御審議をいただくことにな
ろうかと思ひますので、一つ十分御
審議をいただきます、こう考へておる
ような次第でございます。

なお、これと同じような問題がある
かどうかという御質問でございませ
んが、あるいは将来の問題かもしれま
せんが、海の方における魚類養殖業とい
うのがどうも発展する気配が濃厚でござ
いますので、沿岸振興にあたりま
しても、このような新しい方向も実は

若干取り入れて参りたいというふう
に思つておられますので、まあだいま
の点につきましては、そういう問題も
あるということで御了解願ひたいと思
ひます。

○東隆君 それで私は、前の問題に返
るのですが、その意味においても、今
の漁業協同組合、これを一つ、小さく
てもいいですから、生産的な漁業協同
組合、こういうふうなものにして、そ
してこれを十分に力強いものにして生
産をやらせる、こういうふうな生産の
主体ですか、何といひますか、漁撈を
やることのできるようなふうなよう
な主体ですね。そういうふうなものに
までやつていかなければ、ただ権利を
貸し付けたり何かするような。そんな
ような形のものでは、これは私は問題
的な漁業協同組合を一つ生産的な漁業
協同組合のようなものにするような法
律の改正、そして強固な水産漁業協同
組合はそういうふうなものが数個集
まつてそしてできる、こういうふうな
態勢を一つ作つていただきたい、これ
を私は要望して終わります。

○清澤俊英君 關連して。ただいま東
さんからいろいろ協同組合と漁業のあ
り方について御質問がありました、こ
の關連してお伺ひしたいことは、この
いろいろな漁業制度調査会に対し、資料
は大体あなたの方でお出しになつたの
だろうと思ひますが、間違ひありません
か。それが中心でこれらの答申が出
た、こう思ひますが……。

○政府委員(高橋泰彦君) 資料は大体
私どもの方で作つて御審議の用に供し
たわけでございます。

○清澤俊英君 そうしますと、非常に
難な見方で、まだおとといこれをも
らつただけですが、こでちよつと読
んでみましても、漁業協同組合等に対
しての将来の行ない方、まあ改革の要
点等のもが非常に難に出ているので
すね。具体的なもの、こういうふう
な欠陥があるから、こうしろという
ふうなものは一つも出ていない。そ
で、お伺ひしますが、いろいろ東君が
言われたように、漁業権の問題と協同
組合のあり方の不合理性が、全く漁業
民主化の真実の形と逆行している、昔
通りの形になつて、こういう例が
ひどい。これは次長に私も一度質問し
たことがありますが、衆議院において
も最近質問されている佐渡のブリ漁場
の問題、それからあいつふりに漁業
協同組合の利益配分が五分に押えら
れておる。ところが定置等の漁業にな
りますと、数億円の入があるでしよ
う。この地区におけるところの定置網
の中には、本年は非常な不漁だとい
ひましても二億円もあるのです。豊漁だ
といつたら五億円もあるんです。こ
ういふ状態でありますれば、従つて五分
の配分をしていきますと、従つて五分
のものが残るのだ。そこであなた方が
御承知の通り、その地区でもつて任意
組合を作つて、その任意組合と漁
協が一緒になつて加茂水産協同組合株
式会社、いわゆる加水と俗に言われる
一つの營利の行なわれないという組織を
やつておる。実質はこの加水が中心に
なりましてすべてのことをやつておる
のだ。表面はいろいろな点でござかし
ておつて、まあ法的にはたぶんのがれ
ているのだらうと思ひます。あなた方
がかまわぬおるところを見れば法的

にはのがれておるのだらうと思ふ。私
は法的にお調べになれば法的に欠陥が
あると思ふが、お調べにならない。新潟
県でも調べていない。そしてその任意
組合と協同組合の關係はどうなつてい
るかといふと、とにかくこれの出資分
配は、任意組合は四九％持つて、
そして協同組合の方は五一％持つてい
る。こういう形を取つた漁獲高を加茂
水産という会社が頭から分けて
くれる。ところがその半分の約四九％
を持つて、大部分株式で分けます。そう
すると、大体八〇％といふものは、三
人か四人の旧漁業権を買つていただ
いた、三千万円か買つていただいた、
その投資をやつていただいた人々が
大部分持つて、だから協同組合の方
にはわずかのものを出して一人五分
の配分であまり問題のならないように
して、こどももつて、加茂水産でも
て、何かまた何か操作をして、こ
ういふ無理なことをやつて、こ
ういふものが存続しておる限りにお
いては、私は漁業民主化といふものは
絶対あり得ないと思ふ。こ
ういふものに対しては、
答申などには、そういう不合理に對
しては将来こつちの方向をとれとい
ふと書いてない。私は少なくとも漁
法を作つて、漁業法を改正されて民主
化に乗り出す限りにおいては、こ
ういふばかげたものは徹底的に調べて
やめさせるべきじゃないかと思ふ。そ
うして五分の配分であるならば、五分
の配分ではよろしい網を立てるに一年に
三千万か五千万あれば、定置網一つ立
てるに二千五百万あればいいのです
から、そんなものは幾らも立てられ
る、いつでも全部漁民のものになつて相当

のものが均分して分けてやれる。あま
りそこがひどかつたならば、漁区を拡
大してすぐ前にも困つてゐる漁場がた
くさんあるので、漁区を拡大してわづ
かな者が利益をもたすことでなく、
均分に得るようになつていただくこと
が、私は漁業民主化に進むゆゑんで
ないかと思ふ。これらに對しまして一
言も中間報告はまだ見ません。私はこ
れらから歸つて見るが、おそらく書い
てないと思ふ、ただ方向づけだけは、
何かさういつたような大ざつぱの方向
づけが出てゐるだけで、至つてさうい
う重点的なものがない。私は人に聞く
ところによりますと、新潟県の加茂だ
けではない、方々にさういふ形が残つ
てゐる、それであなたの方にお伺ひいた
しますと、いつでも網を買つてや
つたらいひやないかと、あなたの方
はこつちのこつちを言ふ、網が流れてし
まつたならば取りかへないのだから、
どうしてもある人から金を出して
もらわなければならぬ、こつちの
明で濁らせておられるが、こつちの形
であるならば、これから漁区を合理化
してやる、これから漁業権を合理化し
てみましよう、協同組合を何とか方向
づけしてみましようと言つても、こ
ういふ實質上の根本的な誤りを正さず
して、決して漁業の民主化といふもの
はあり得ない。貧乏人はだんだん貧乏
していく。こつちの点に對して、今後の
漁業改正に對してはどういふお考えを
持つておられるか。

○政府委員(高橋泰彦君) ただいまの
御指摘は新潟県の佐渡におけるブリ定
置網漁業権の問題をめぐつての御指摘
でございますが、先生御指摘のよう

事実があるようでございます。御案内のように、たゞいま問題になりました定置漁業は、ここ数年非常に豊漁に恵まれておりまして、かなりの利益を上げておられる模様でございます。この漁業権は、漁業協同組合が漁業権者になっておるわけでございまして、漁業協同組合が完全自営という格好でやるのも一つの方法かと思ひますが、このようにたゞいま漁業協同組合がいい漁場に恵まれて、漁業権も持ち、しかもかなり莫大な利益が数年上がるという場合、またこれは大きな損をした場合と同様にいろいろな問題を御指摘のように起こすわけでございまして、ことに配当制限の問題は、もちろん私も検討いたさなければならぬいかとも思ひますが、やはり漁業協同組合がみずから漁業をして、利益を上げて、その利益が近傍の漁業協同組合のりやむほどの利益を上げた場合のこの問題につきましては、いろいろな実は考え方があろうかと思ひます。御指摘のように、それをたゞいま地元の一部の漁業協同組合だけでこの利益を独占するようなことを避けて、なるべくこの利益を周辺の漁業協同組合に均分するような方向で考えたらどうかという御意見ももちろんあろうかと私考えておりますが、しかし、この定置漁業権と協同組合の自営の問題につきましては、実はこのように利益を上げる場合だけではなくて、大きな損失をこうむりまして、組合の経理上大きな問題になっておるような数も実は非常に多いのでございまして、従いましてこのように定置網漁業のように非常に資本を要する漁業であつて、しかも漁獲変動が非常に激しい漁業を、漁業協同

組合がそのような漁業を経営する場合に、どのような形が一番望ましいかというところが、これは非常に大きな問題だろ、このように私も考えておりますし、制度調査会でも、その点につきましては、従来のような漁業協同組合の漁業自営という点だけで割り切るのも、いろいろなもうかつた場合とひどい損をする両面の事態もございまして、何らかその点につきましては別の組織体を考える余地があるだろうというところで、かなり具体的な御答申もいただいておりますので、私も思ひます非常にむずかしい問題だと思ひますけれども、そのような問題にも次の国会までにはぜひ取り組んで参りたい、こう思つておるような次第でございます。

○清澤俊英君　どうも私は納得がいきませんね。この前も言うのですが、この漁区は非常に前から有利な漁区だ、定置網は、そこで個人が持つてゐるやつは漁業法の買入れの際には、ほんの三、四人の人に三千万円出している。漁業協同組合も、共同施設であれ定置であれ持つていた。だが、協同組合は非常に少なかったから一千万円です。結局金がないというので、国から買つてもらつたその金の半分くらいはふところへ入れて、その半分くらいを出して、そして両方で一緒に一つ組合を作つた。非常に工合がいいからというので任意組合を作つて、今言うたような配分をわずかなボスがやつておる。それをするとどうも工合が悪いというので、加茂水産というやうなものをその上で作つて、そしてそれが全体を操作してゐる。その上もつたこの御指導のはなしはいいことは、

すぐ隣の和木という場所があります。和木にはやはり定置網がある。これは非常に工合よく毎年いつてゐるので、そこで漁区の設定権の切りかえの際、何か申し込みをするのです。そこに優先順位が何かあるのです。そのするときは、そばにありますが、この内浦とか羽吉浜とか羽吉第一とかが共同で今問題になつてゐる定置網を持つてゐるところで出願してゐるのです。これが第一優先を持つ。第二優先の内浦の人が、ボスが中心になつて、個人だそうですが、定置の出願をする、いよいよ期限がくると、第一優先を持つておりますが、それを金の力でもつて申請を引つ込まして、和木の定置網を自分らのものにしてしまふ、こういう問題が出てゐる。だから何がために多額な金を出して、そういう前からのボス業者に金を出して買ひ上げて、これは漁民が経営しろというのだがわけがわからない。そういうやうなものでは、悪いところもあるかもしれないけれども、こういういいところもあるのです。それが問題になつてゐるのに、水産庁はいつまでたつても、今言われたやうな答弁をされて、実態を調査して合理化しようとする努力をされぬのじゃないか。では一体どういふことなんだというか、そういう考えでこれからあつていろいろな新しい漁業制度を打ち立てたらそれは何にもならないと思ひます。私はそう考へる。

○龜田得治君　ちよつとそれに関連して。たゞいまの漁業協同組合で、既得の個人の権利などは全部買ひ上げてゐるわけですか、それ以前にやはりあつたわけでしょう。漁業組合は、それは全部買ひ上げの形で、対価を支拂つて、そしてそれ以後のものを消滅させて、漁業協同組合に新しく漁業権を集約した、そういう経過なんではないか。

全部買ひ上げの形で、対価を支拂つて、そしてそれ以後のものを消滅させて、漁業協同組合に新しく漁業権を集約した、そういう経過なんではないか。

○政府委員(高橋泰彦君)　まず現行法の、はなはだ失礼でございますが、組み立てを御説明いたしたいと思ひます。現行法におきましては、地元の協同組合が定置漁業権を取得してこれをみずから経営したいという場合には最優先の取り扱いをいたしております。従いまして個人の経営者と話し合ひをつけたければ漁業協同組合はみずから定置漁業を経営できないということになつてゐないものでありまして、漁業協同組合がみずからの力で漁業を経営したいというのを免許官庁である県御当局にこの漁業権切りかえ時に申し出がありますれば、これは法律上漁業協同組合を優先いたしておりますので文句なしに地元の漁業協同組合に権利がいく、こういう格好に相なつております。ただ問題は資金の問題でございます。この漁業権者となつてみずから漁業を経営する権利がございすけれども、その経営する場合に資金の援助をほかに依存する場合がございまして、また漁業法もそれを禁止いたしております。従いましてそういう意味で、通例の言葉でいうと共同経営という格好で漁業協同組合以外のものが経営に資本参加してゐるものがあつて、たゞいま御指摘を受けたらいろいろ問題の起り得る素地があるわけでございますが、個人の買ひ上げという御指摘もあるいはそういう点を意味しての御指摘かと思ひますが、法制的

には以上のように相なつてゐるわけでございます。

○龜田得治君　そうすると、資本参加した人と漁業協同組合との間で何か契約があるわけでしょうね、契約書のやうなものか。

○政府委員(高橋泰彦君)　契約があるのが当然だと考へるわけでございますが、往々私どもの調査によつてその契約が出てこない場合もございしますが、しかし、何らかの格好で契約がなされておることは当然かと思ひます。

○龜田得治君　そうすると、やはりそういう中身の事態をまだつかんでおらぬやうだが、多少これは私の権利の問題に相当入り込むやうな格好になりまして、しかし、そのことのために漁業協同組合という本来の立法の精神が実質上乱れてくる、曲がつてくる、こういうことでもこれはいけないわけですか。だから、もう少しそういう具体的な例についてはお調べ願ひ必要があるように思ひますね。清澤さんのお話を聞いておつても、それをつかんで、法律上だけの強制権があるかは別として、水産庁としてはやはり漁業の発展のためにはこのやうなことをもう少し出していいのじゃないか、そして問題の中心によつては、やはりそういう金があれば、個人じゃなしに金庫なり、適当な資金を活用すべきだとか、幸いなかなか景気のいい漁場のようにだから、返つてこぬというやうなことはないやうな感じがさつきからいたしますので、もう少しこれはやはり研究して、それは相当多数の漁民の方が不満を持つておるやうですから、研究して下さい

には以上のように相なつてゐるわけでございます。

○龜田得治君　そうすると、資本参加した人と漁業協同組合との間で何か契約があるわけでしょうね、契約書のやうなものか。

○政府委員(高橋泰彦君)　契約があるのが当然だと考へるわけでございますが、往々私どもの調査によつてその契約が出てこない場合もございしますが、しかし、何らかの格好で契約がなされておることは当然かと思ひます。

○龜田得治君　そうすると、やはりそういう中身の事態をまだつかんでおらぬやうだが、多少これは私の権利の問題に相当入り込むやうな格好になりまして、しかし、そのことのために漁業協同組合という本来の立法の精神が実質上乱れてくる、曲がつてくる、こういうことでもこれはいけないわけですか。だから、もう少しそういう具体的な例についてはお調べ願ひ必要があるように思ひますね。清澤さんのお話を聞いておつても、それをつかんで、法律上だけの強制権があるかは別として、水産庁としてはやはり漁業の発展のためにはこのやうなことをもう少し出していいのじゃないか、そして問題の中心によつては、やはりそういう金があれば、個人じゃなしに金庫なり、適当な資金を活用すべきだとか、幸いなかなか景気のいい漁場のようにだから、返つてこぬというやうなことはないやうな感じがさつきからいたしますので、もう少しこれはやはり研究して、それは相当多数の漁民の方が不満を持つておるやうですから、研究して下さい

よ。これは私も要求いたしますがね、研究してくれませんか。

○政府委員(高橋泰彦君) ただいま御指摘の問題は、実は漁業法第三十八条の問題でございます。原則として考へ方としては漁業協同組合がみずからの権利を適正に行使する場合は、これは当然問題ないわけでございますが、いろいろな関係で、事実上漁業権者がみずからこれを經營しないような形になる場合には、適格性の問題として問題になり得ることでございます。その中で、監督上の問題として、ただいま御指摘の問題は当然これは検討してよろうかと思ひますが、ただ第三十八条によりますと、「漁業権者たる漁業協同組合が他の者の出資を受けて当該漁業権の内容たる漁業を営む場合において、当該出資額が出資総額の過半を占めて、当該漁業の經營を支配していると解釋してはならない」という解釋規定もございまして、なかなか、資本の問題だけで事実上だれが經營しているかをきめてはならない、こういう解釋規定もございまして、この經營の内容の審査につきましては、実は行政庁としても相当苦慮しておるような問題でございます。これもしかし、一方あまり嚴重にいたしますと、事態に合わない点も出て参りますので、この点につきましては、やはり何と申しまして第一線の監督官庁である県が、この問題についてさらに一そう実態的な監督指導をされることが、やはり何と申しても必要なんではないかということがかねがね痛感しておるような次第でございます。

○清澤俊英君 次長、今のそれを逆用しているんだと思う。だから、羽吉浜、内浦、いま一つ羽吉第一の三つの漁業協同組合があるんです。それがおのの任意組合を作つて加入しておる。加入しておりますが、その加入は、その過半数の条項をちゃんと心得ておりまして、漁協が五一%、任意組合が四九%、こういう投資額を持つておる、持ち株を持つたことになっておる。この三つの協同組合と三つの任意組合の上に加茂水産というものがあつて、これが調整しておる。調整して、これを分けるときになると四九%分を任意組合に渡す。これは全部三重加入です。協同組合の中の一部分の人が入つておらぬだけで大部分の人が二重加入だから、そうやって五一%のものは協同組合の行き方を、五分の配分をしておるけれども、あとの大部分は任意組合に参りますと、任意組合内の配分は制約がありません、持ち株数によつて配分をやるから、約八〇%はわずかの人が持つておる、こういう便法を講じておるのです。私が申し上げる通りです。今年が不漁だといつても二億円もとれておる。今年でももうけがある。一年で大体定置網が經費はどのくらいかかるのですか、二千五百万円です、全部で、保管から運用までかけて三千万円くらいあつたらできるんじゃないですか。そうしてみますならば、膨大なもうけがあるでしやう。こんな二重、三重の組織をさせないでも、これを積み立ててさえてやりましますならば、もう数年前に完全な漁協の經營ができるわけなんです。それでも膨大にもうけがある、分け切れないものがある。不漁に対する防備的な

ものを積んでみても、毎年定置網の分を積んでみても、十年かかれば、もう十年いきませんけれども、何年分かの定置網分は損失補償するだけのものも積まれるんだ、こういうことを考えますと、もつとあなたの方で積極的に進んでこれを究明にお調べになれば必ず解決的なものが見つかると思ふので、われわれも近いものを押えておるわけにいかぬからだめなんです。こういうものに対して、あなたが言つたようなことでおん投げておかないで、そうして正當なものに立ち返るような方法を講じてもらふことがいいんじゃないかということ、それから漁業經營はまた特別な私は組織体系があるんじゃないかと思ひますので、従ひまして、こういう漁場もあることですから、従つて、もうけがあつた場合には、五分などといわないで、そうしてもつと積立金をどうしろとか、利益があつた場合には、積立金をどうするとかいろいろの制約を加えることはよいが、もつと利益配分ができるような方法を講じた漁協のあり方が私は正當なものになるのではないかと思ふ。非常に荒い利益のある性格の生産体ですから、ただ農業協同組合のような考え方だけでやつていたら、なかなかうまくいかないと思ふ。森林組合のようになかなかうまくいきました。それが始終なんです。一ぺん当たれば大したものだ。それが五分だということになりまして、何か別の方法を講じるほかない。その弱点につけ込んで今のようない問題が起き上がる。これは人情のしかしむるところだと思ふ。だから

それからこれからの漁業協同組合の何かお作りになることは、十分こういう点を御考慮願ひたいこと、私はやはりこの問題は一つ早急に調べてもらいたいと思ふ。徹底的に調べて、必ずあると思ふ。これほどわがままなことをやつておるんです。和木の漁場なんてものを聞きますときにうはつきりわかつておるのだ、第一優先はこの三つの漁が持つてゐる。漁業協同組合が優先を持つてゐる。寝返りをしているやつをもうあすいよいよ決定になるといふその前の日にかけるんですから、損害だけをやらせて……、それでしよ、これだけのもうけがあれば何でもします。金の力で何でもします。県道を自費でかけてやるなんて言っているのをほおつておいたら、漁協など幾ら中心にして沿岸漁業達成とか、漁業の民主化なんといつたつて問題にならないと思ふのです。あなた一方的の理屈ばかり言つてゐるけれども、現実にとこいうものは方々にあるんですよ。どこいふでもみんな損しているものじゃない。損してゐるものは、別にある程度投資してみても、損はどこまでいつても損です。そんなものは一ぺんにつぶれてゐると思ふのです。そんな妙ちくりんなものばかりじゃないと思ふ。そういうあなたがかつてからおつしやる理屈は理屈であつてもなかなか理屈通りになつていないと思ふ。大部分が損してゐるのだ。危険だからこういう組織を残すのだという、こういうばかな話はないと思ふ。そんなことは長く続くものじゃありません。資本をほかの方から持つてくれば、漁獲はふえるが、漁協が自己資本で、一つ借り

てきてやれば、これは損するのだ、漁獲は減るのだと、そんなばかな話はないでしやう。

○政府委員(高橋泰彦君) あるいは私の説明の仕方が不十分だつたと思ひますが、やはり先生御指摘のように、漁業協同組合がみずから漁業を經營した場合に相當の利益を上げる事例も決して少なくはございません。協同組合がやれば、必ず損をするとは私考えておりません。御指摘の事例のように、漁業協同組合がみずから漁業を經營した場合に相當の利益を上げるといふケースはございます。そのケースを考えまして法制的に言いますと、たとえば配分の五分という制限をどうするか、こういう問題にからみまして法制上の問題があるわけでございますが、これは漁業制度調査会でも非常に御議論のあつた点でございますが、やはり協同組合の出資金に対する配分を現在の率よりも上げるといふかにつきましては、必ずしも上げるべきであるといふふうに、もちろんそういう議論はあつたわけでございますが、必ずしもそういう結論には出なかつたわけでございます。そうすると、一体この協同組合が經營して利益を上げた場合の利益の配分をどうするか、こういう問題の点は制度調査会で御指摘を受けましたように、この定置の漁業の經營につきましましては何か漁業協同組合という組織だけでものを考へていこうといひますと、どうしてもこのような点で割り切れない点が出て参りますので、その点につきましましては必ずしも、ただいま先生からおしかりをこうむりましたように、かといつて従来からよく村で

ありますように、何かよくわけのわからない網組み制度と申しますか、申し合わせ組合というものを作ってやるケースが非常に多いわけでございますが、これをそのままにほおっておくのも私としてはいかかと思ひますので、その点は何か従来ある漁村部落におきましてこの種の一つの対応したやり方の網組み制度という問題を、もう少しこの近代化の経済のベースに乗せていくようなことが考えられないだろうかというのを検討しているわけでございます。幸い制度調査会の方もそのような方法で具体的な案を検討せよという御答申もありませんので、割り切れないこの問題、確かに先生の御指摘のように、現行制度が私最善の制度だとは思っておりませんので、そういう漁村の近代化の方向に沿ひまして制度に今後もお検討して参りたい、こう思っている次第でございます。

○清澤俊英君 私これでやめますが、ただ最後に念を押しておきたいのは、非常にいいケースだと思ひますので、一つあとで、だれか派遣して、できれば私どもも亀田君ぐらゐが一緒に行つて調査もし、参観もさしてもらいたいと思ひます。われわれが調査しようというんじゃないんですから。この現実をしっかりと把握して次の制度改正には万全のものができる一つの資料として取り扱っていただきたいと思ひますが、その点どうですか。

○政府委員(高橋泰彦君) ただいま御指摘の加茂水産の問題につきまして、労働問題につきましても紛争を起す、この経営の問題につきましてもかなり現地では紛争を起しているよ

うでございます。ただいま県御当局がこの取捨に当たつておられるに聞いておりますが、その点につきましてはなお現在私どもがその渦中に今直ちに飛び込む時期として一番いい時期かどうかについては、しばらく検討させていただきますかと思ひます。もちろん調査することを否定するわけではございませんが、せつかく地元の方で紛争の仲介に努めている最中でございまして、その模様を見た上で調査の適当な時期を選びたいと、かように考えている次第でございます。

○清澤俊英君 それはもう今初めてというわけじゃないんです。両三年前にもあなたにお伺ひしているし、そのときも、調査を今県がやっている、調べておられるのだと、こう言つておられる。こんなことは簡単なことですよ。県となにの力関係ぐらゐのことは十分おわかりだらうと思ひますが、

ね。○亀田得治君 この問題も県がおやりになつておられるので、多少模様を見たいというふうな趣旨のことですが、相当時間もかかつておられるようですが、時間はあつた問題促進するたためには水産庁がもう少しタッチして、まあ中心になつて動き回る必要はないかもしれぬけれども、そのくらいな指導性は発揮してもらつていいんじゃないかと思ひます。ぜひ、先ほど出資の歩合に関する規定などもお聞きしたわけですから、これは任意組合の方じゃ、そういう規定に反するようなことはやつていないと思ひます。表面上は、しかし、それであつても、結論としてはせつかく漁民大衆のために与えられた漁業権の実際の受益者と

いうものが特定の人に結論としては集約されている。こういう格好が出れば、何も出資金の点が組織上違反でなくともそれは趣旨に反するわけですからね。さつきお読みになつた規定の反対解釈からいつてそうなんです。出資金が四九%以下であればいいんだと書いてないですからね。ただ出資金の額だけでその他のものが支配していいと、いつたような即断はしちやならない。そういう意味なんですからね。出資金がたとい三〇%になつておつたつて、実態が漁業権を多数の人に与えた趣旨に反しておるようなことであれば、これは私はやつぱりいいことだと考へる。だから、そういうような点は知事がやはり知つていて相当長い間こうしなつてやうにしているわけですからね、なかなか言ひにくい点もあるんじゃないですか。だからそこら辺を水産庁がやつぱり乗り出していかなければ、水産庁のあんた出る幕がなくなつて、ほ

かの問題だつて。そうしてやつぱりという実態をつかまえて、なるほどという問題が起くるのは、そういう漁業関係近代化するためには、そこそこあるのか、問題はやつぱり出てくると思ひます。それは近代化のため、そのうちやはり政府の出資金の問題になると思ひます。だからさういふことのために、一つ、やつぱりデータを現実の問題から作つてもらわなければいかぬのです。近代化々々と盛んに言つておられるのですから、だからぜひこれは、さつきはちつとすぐにも調査させるようなお答えで

したが、ちつとまた清澤委員の質問に對して少し後退したようなお答えでしたが、どうしてもあんたの方で調査できないければ参議院農林水産委員会でも一つ調査するように、これは提案をしてもいいわけですがね。それは重大な問題です。実態を聞きますと、はなはだ問題はやはりえぐる感じがほんとにこの近代化の方向に、正しい意味で進む。調査はやりまつか。やらなければまた委員長にわれわれの方から別の調査の方法をお願いせなければならぬ。

○政府委員(高橋泰彦君) この加茂の定置の紛争の問題でございます。先生たしか私の記憶では衆議院の——先生の名前ちよつと忘れましたが、現地に官庁、県の係官を帯同されました。現地調査もしたように聞いております。なお、県からもこの紛争について一部の報告は受けておるわけでございます。その辺の事情もよく見た上できめたいと、こう思つておるようなわけでございます。なお、定置の紛争につきましましては、かなり全国的にもこのやうな経営をめぐる紛争も間々あるわけでございます。私どもも間々ある一応なるべく現地の監督の責任者たる知事のところで現場的に解決していただくというふうな方針でやつておるわけでございますが、しかし、ただいま御指摘のように改正方法その他問題もありまします。さういふ意味で関心を持つものでございまして、やはり現地における現実の紛争の解決といたしましては、にわか中央の水産庁が現場に乗り込んでいくことが解決のためになるかどうかにつきましては、いろいろなケースがございまして、いつてもさういふ場合には水産庁が必ず行くということではないと

いうふうに考へます。しかし、大事な問題でございますので、関心を持つて県からそれぞれの報告を徴しておるような段階でございます。

○亀田得治君 私が午前の李ラインの報告を聞いたときにもちよつと申し上げたのですが、どうも水産庁の皆さんには私はあまりいろいろつき合ひがないのだが、少し引つ込み思案じゃないですか。それは普通の官庁でしたら、委員会の方で実際に起きておる問題についていろいろことがあるのだと、それはよく教えてくれたと、すぐそれは連絡をとつてお調べになりますよ、少なくとも。調べてあつても損はないのだから、それは必ずお互ひの参考になるわけですから、それはあなたが今具体的にそれを解決つづける立場にはないでしやう。調査自体何か決られるのはちよつとおかしいですね。これ以上、ちよつと時間が汽車の都合でありまけんから私は申し上げませんけれども、どうしても調査されないのあれば、これはあらためてまた一つ、清澤委員もこれだけ言ひ出してそれではよござんすという、ことを言うわけがないのでしてね、ちよつとおかしいですよ、普通の感じからいって。これだけ申し上げておきます。

○清澤俊英君 最後に一口聞きますが、先般松井君たちと一緒に東北の調査に参りました。それで党の専門委員の手島君の報告によりますと、加茂水産がすべてをやつておられるのだと、それはさうだと思ひます。漁業組合でない任意組合の上の何か調整組合のようなものですね、それが全部実際に行動している。配当の割当までやつてい

る。漁業の操作もやっている。こういふことだけはつきりして参りました。こゝまで来ているのに足踏みをしておるのはいくらもおかしいと思うのです。だから私はそれを処罰してくれとか何とか言うのではないのです。この次のいろいろな制度を改正されるときに参考を調べてもらいたいということなんでしょう。だから誤解のないようにしていただきたい。

それからどうです委員長、ごく簡単ですが、きょうこれでやめますか、続けていいですか。

○委員長(藤野繁雄君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤野繁雄君) 速記をつけ

○清澤俊英君 漁業の問題について実はちょっと一つお伺いしておきたいのは、何か第二項ですか何かにあります問題で、具体的に申し上げますと、池沼の内水面漁業の問題ですが、池沼の漁業権の問題であつて、これは沼ですから準河川になっていきます。だからその下は大体河川のものであります。ただ明確でないのが、そのうちの一部分が、私有地があるかないかということはまだ調べていない。そこでこの池沼は鳥野沼といふところの漁業権を埋め立ての目的をもつて漁業権を買つていくのです。もし許可があつたらすぐ埋めようという形をとっている。これが大体漁期がどの漁期に期限該当をするか、それもまだ明確にしていませんが、そういう事実があるのです。これは埋め立てを執行しております。われわれはそういう埋め立てをせられることに對してある程度反対ですけれども、こゝでお伺いしたいことは、こうした漁水面だけの漁権を買つた人が、この期限から見ると所有権等のいろいろな関係でどうも除外せられる、延長が除外せられる、こういうことになるのじゃないかと思ふのです。そうするとこゝでかりにこゝしならんことし、来年なら来年漁業権が切れたとすれば、これは漁業権が切れたとすからこの人の埋立権ももろなくなる。漁業権が新たにこゝに生じますから、これは漁業権の性質からいへば売つた者が必ず次のまた漁業権がもたらえといふ性質のものではないと思ふのです。で、そういう場合にこれを具体的に一つお聞かせ願ひたい。私は消滅するのではないかと、こういう考え方を持っているのです。

○政府委員(高橋泰彦君) ただいまの御質疑は漁業権を売るとか買つたとかという御指摘でございますが、これはもう御承知のように、漁業権の売買はできませんので、おそらく先生の御質疑は、そうではなくして、埋立免許と漁業権の存続との関係の問題、ないしは池沼あたりの敷地が、これは間々私地の所有者の同意とこの漁業権との関係、こういうふうな問題の整理になつてきまして、どのようにするか、具体的に漁政部長から一つお聞き取り願ひたいと思ひます。

○説明員(林田悠紀夫君) ちょっと御質問よくわからなかつたのでございませうが、多分今の沼は、敷地は所有権があるんじゃないかと思ひます。だから、どの程度の沼かちょっとわからな

○清澤俊英君 これは鳥野沼といひまゝして、約周囲三十里くらい。そこに前から内水面の漁業協同組合があつて、それが今まで漁業権を持っておつた。それだけをまず買つたのです。埋め立ての目的でまず買つてしまつた。今漁業はやつておりますよ。埋め立てするまではお使ひなさいと言つて、漁業権を買つてゐる。だが、この地籍は中小河川に編入してあるから、これは国の地籍だろふと思ふ。一部分は河川敷の中にも所有権がある、河川敷がありますから、従つて、そういうものがあるかないかはこれはまだ調べてないのです。が、その地籍の所有権とは別に、漁業権だけは買つて持つてゐる。これがこゝで特例によつて消える。消えるわけでありませうね、話し合ひがつかないれば、消えるか、消えないか。

○説明員(林田悠紀夫君) 多分それでは、三十里もある沼でございませうと、まあ、敷地の所有権を他人が持つておるといふものじゃないのじゃないかと思ひます。それでなくて、後段の、その漁場の水面の埋立免許をとつてゐるんじゃないかと思ふのですが……

○清澤俊英君 いや、埋立免許をとつていない。とるために買つてゐるのだから、急にはなかなか承知しておりません。そこで消えるか、消えないか。

○説明員(林田悠紀夫君) ちょっと様子

○清澤俊英君 様子じゃないですよ。これは今の法律で解釈しておつたら、こゝで漁業権が絶えるでせう。話し合ひがつかなければ——土地の所有権者との話し合ひがつかなければ延長が

できないでせう。そうすれば絶えるわけでしょう。絶えれば、新しく漁業権者は今度また何かしてとらなければならぬわけでしょう。もつていかなければならぬ。こういうものが発生してゐるのです。そこらの切りかえがどうなるのかということですが。

○説明員(林田悠紀夫君) 普通の漁業権でございませうならば、八月一日に存在しておりましたものは当然二カ年延長をいたしたい。しかし、そうでなくて、そういうふうな、他人が漁場の水面を占有しておるといふふうな場合は、その人の同意を得るということが必要でありまして、同意を得なければ当然延長されないといふことになるわけでございます。従つて、もし引き続き漁業権を持つておる必要があるといふ場合は、新たな認可が必要になつて参ります。

○清澤俊英君 どうも僕はめんどろになつておるのですがね。めんどろになつておるのは、とにかく、この法律からいいますと、地主のですからね、土地の所有者ですから。ですから、国が持つていけば、建設省から同意を得れば延長してもらえるのでせう。

○説明員(林田悠紀夫君) ああ、そのことは問題にしていないのです。国が所有しておりますれば、国がその敷地を持つておるといふ場合には、これは、これに適用はいたしてないわけでありませう。これは大体準用河川のよ

○委員長(藤野繁雄君) 速記始めて。○清澤俊英君 特例によりまして、この第二項にかによりまして、池沼の漁業権を買つた人がある。これが、この法律の適用によつて、期限がきまつた場合、所有権が別にあるのでありますから、水面上の漁業権を持つてゐるだけだから、その際に切れるか切れないか、こういうことなんです。

○説明員(林田悠紀夫君) 今の漁業権を買つたとおっしゃいますのが、どうしてもよくわからないのでございませうが、実はそういうことはないわけなんです。漁業権はもう当該漁業権者に与へると、固有の権利たふりになつておりました。それを賃貸したり、譲渡するといふことは実はできないことになつておるのであります。

○清澤俊英君 次長はできると言つたじゃないか。漁業権はできると言われた。

○政府委員(高橋泰彦君) いえ、御質問の意味が、漁業権それ自体の賃貸ないしは移転、ないしは売るとか、買ふとかといふ形で、平たく申せばそういうことではあります。そういうことは法律上認められておりませんので、漁業権自身が移動することはございませ

ただ、御質問の趣旨が、おそらくその池の底に個人の敷地があつて、同意が得られない場合に、その漁業権がどうなるかと、こういう御質問だといひますと、これはやはり同意をとつていただくというのが、漁業権を免許する場合に必要でございませうので、もし同意を得られなかつたといひますと、当然にそのまゝ漁業権を延ばしていき——当然延びていくということには

ならないわけでございまして、その現在受けておる漁業権の免許期間が過ぎますと、一応消えるわけでございします。その消えたあとに、しからば新しい免許をする道がないかと申ししますと、これはあるわけでございまして、一たん消えた漁業権を、さらに新しい免許として申請もし、免許もすること、これはもちろん可能でございします。ただ、その場合であつても、依然として、現行法によりまして、敷地の所有者の同意がありませんと、今度は逆にその新しい免許ができませんので、従つて、事実問題として、同意が得られませんか、その時点で漁業権が消滅してしまふという事象もあり得ると思ひます。

○清澤俊英君 これはさつき千田さんがお伺ひしたと思ひますがね。入漁権というのですか、許可権が方々に許されているのですか。それが他県の漁区などに入つていく場合、これはやはりこの法律によつて許可権が延びていくわけになる。許可権で、他県の漁区等に入つていく場合のものはどういふふうな形になるのですか。

○政府委員(高橋泰彦君) 御質問はいろいろと非常に簡単な御質問でございしますが、実は内容は、かなり複雑な制度的な問題がありますので、要らないことを申し上げるようではなはだ申しわけございませんが、敷衍して、質問を区分けしながらお答えいたしますから、失礼の段お許し願ひたいと思ひます。

まず、一般的に入会と申ししまして、実は制度的にはいろいろなケースがございまして、まず入漁権の場合がございします。入漁権と申しますのは、

は、共同漁業権ないしはノリ、カキ等の区画漁業権に設定される入漁権という制度がございしますが、これは漁業権の漁場の中に入りまして、入り会つて漁業することが出来る権利でございします。これを一般的に漁業法の上では入漁権と、こういつておるわけでございしますが、この入漁権は当事者間の契約によつて設定されております。従いましてこの入漁権につきましては、当然にこれがあらゆる場合つながつていくという事はできませんので、その点は契約の内容いかんによつて定まるといふことでございします。

なお、問題の第二点は、その漁業権に基づくところの入漁権以外に入会の問題、すなわち県の許可漁業ないしは自由漁業によるところの県と県との間におきますところの漁業権以外の漁業についての入会の御指摘の問題でございしますが、この問題につきましては、ただいま御審議願つておる漁業権とは関係のない問題でございします。ただいま御審議願つておる漁業権の存続期間の特例とは関係がない別の漁業調整の問題でございします。

○千田正君 一点だけ最後に。たとえば、土地造成あるいは港灣埋め立てその他に付属しまして領海が埋め立てられたために漁業権は喪失する。その場合に代替地として新しい漁場を市なり県なりが与えた場合に、そこに新しい漁業権が生じます。その場合には、認知を別途とした場合においては、その期間だけしか漁業権は与えないのですか。ノリ、カキなどは新規の漁業権は一年しか与えない、一年ずつ切りかえていきますか。

○政府委員(高橋泰彦君) この御審議願つておられます法案の趣旨は、現に存在する漁業権を二カ年間現状のまま延長するという趣旨でございまして、この事柄の中で新たに免許するケースも、ただいま御指摘のようなケースもありまして、あり得ると思ひますが、それは御提案の第二条、新たに免許する漁業権の存続期間の特例といふことを書いておられますように、一口で申し上げますと、この昭和三十三年三月三十一日をこえない範囲内において、都道府県知事が、一口に申し上げますと短期免許をしていただくというところでございします。これはやはりこの全体の来たるべき法改正に伴う切りかえの問題もありまゝるので、ある特定の新たに免許する漁業権だけが存続期間がずつと延びていくといふことになりまゝと、漁業権の調整上不都合な点もあろうかと思ひますので、あるいは漁業権者側に多少の御迷惑はあると思ひますが、一応第二条によつて短期免許として、ほかの漁業権の切りかえ時期に合わせていただきたい、こゝういふのが提案の趣旨でございします。

○千田正君 私どうしてこゝういふ質問をしたかといふと、最近各県で工場誘致等が非常に盛んになつてきて、その埋め立てが盛んになつてきた。それで漁業権といふものを喪失する。切りかえる場合によつては賠償として金を出す場合もあるし、代替地として別個指定する場合もある、そゝういふ場合のことについてお尋ねしたのですが、今のお話だといふと、そゝういふ場合においては改定の時期までの短期免許にし

て一応調整しよう、これは行政指導でいくのですか、それともどういふふうな方法でいくのですか。

○政府委員(高橋泰彦君) これは非常に大事な問題でございしますので、行政指導といふことであつては相ならないと思ひますので、御提案の第二条、新たに免許する漁業権の存続期間の特例といふことで、法律の問題として御審議を願つておる次第でございします。

○委員長(藤野繁雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤野繁雄君) 速記をつけ

○千田正君 魚師安定基金法案と、それからもう一つは漁業生産調整組合法案と、二つほかに出ておりますが、政府並びに与党の諸君はそのほかに沿岸漁業振興法といふものを本国会中に提案したいという御趣旨のようでありま

す。で、今の魚師安定と生産調整の法案の内容を見てみますと、まことにずさんな点があるのです。たとえば予算を組んだつて一億六千万やそこらの金で魚師の安定が保てるかといふやうな問題、それはもう非常に重大な問題であつて、こんなことで勉強した結果が漁民を救えるかといふと、とんでもない話だと私は思ひます。それで、この問題については論議を別に時間をかけて一応質問をしたいと思つておりますから、きょうこれからまた一時間も二時間もお尋ねするといふことは皆さんの、かえつて時間をとるのだし、ほかに社会党の皆さんとか、ほかの方々もお尋ねする点があると思ひます。それで政府の方でももちろんこれは勉

強されて出されておるのだから、われわれの質問に対して万間違ひのないやうな御返事をいただけるやうに準備をしておいていただきたいと、こゝろ思ひます。私は次の機会に質問したいと思います。

○委員長(藤野繁雄君) 他に御発言もなければ、本案については、本日はこの程度にいたします。本日はこれをもって散会いたします。

午後四時十一分散会

昭和三十六年四月二十日印刷

昭和三十六年四月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局